

第2章 介護保険対象サービスの現状と見込量

介護保険制度のもとでは、保険給付の対象として、大きく分けて、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援及び施設サービスが提供されています。さらに、要介護者は介護給付、要支援者は予防給付が支給されます。ここでは、保険料算定の基礎となる介護保険対象サービスについて、その現状と見込量を推計します。

第1節 平成26年度にむけた高齢者介護の姿とサービスの目標

第5期介護保険事業計画は、第3期計画策定時に設定された平成26年度までの目標達成に向け、第3期・第4期計画の延長線上に位置づけられており、明るく活力のある高齢社会の構築を視点としつつ、継続的かつ着実に取り組むことが重要であり、平成26年度の目標に至る最終段階の仕上げの計画となります。

具体的には、引き続き第3期計画からの継続性を踏まえ、平成26年度において、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び地域密着型介護老人福祉施設）の利用者における要介護4以上の者の割合が70%以上とすることを目標とし、さらに、施設整備の現状やニーズ調査等の結果についても考慮した上で、必要な整備量を見込んでいきます。

第2節 介護保険対象サービスの基本的な考え方

保険給付の円滑な実施を行うために、介護保険対象サービスの需要を把握した上で、利用者本位のサービスが提供される体制を確保するとともに、介護保険対象サービスが、利用者の人格の尊厳及び選択の自由を尊重して提供されるようにすることを目指します。

1 前計画の分析評価

第4期介護保険事業計画における介護保険対象サービスの見込量に対する実績については、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与が計画の見込量を上回りましたが、計画全体ではその範囲内となりました。

第4期介護保険事業計画における人口総数は減少傾向に推移していますが、一方、認定者は高齢者人口の増加とともに年々増加しています。

2 介護保険対象サービスの種類ごとの量の見込みの考え方

介護保険対象サービスの種類ごとの見込量については、サービス量が保険料にも影響を与えることに配慮するとともに、本計画の基本理念に沿って、要介護者等が自らの能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう考慮しました。

具体的には、これまでの給付実績の伸び率等に基づき、高齢者人口、要介護認定率の動向等を加味し、また、小規模多機能型居宅介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人保健施設の見込みについては、サービスの提供を確保する必要があることから、それぞれの今後の施設整備状況を考慮しました。

第3節 居宅サービス

<施策の体系>

介護保険の給付対象となる居宅サービスには、下記のサービスがあります。

居宅サービス

- 訪問介護／介護予防訪問介護
- 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護／介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導
- 通所介護／介護予防通所介護
- 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護住宅改修／介護予防住宅改修

ここでは、居宅サービスの種類ごとに介護給付・予防給付別の現状及び見込量を示します。最後に確保のための方策を示します。

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）／介護予防訪問介護

訪問介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅に訪問介護員等が訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助（身体介護）を行ったり、要介護者が一人暮らし又は家族等が障害、疾病等のため家事を行うことが困難な場合に、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる、調理、洗濯、掃除等の家事の援助（生活援助）を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所は 29 事業所あります。

高齢者人口の増加による要介護者等の増加のなかで、訪問介護は居宅サービスの根幹をなすサービスとなっています。

このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護（回／年）						
見込量	154,350	166,898	181,383	140,554	156,475	172,397
実績値	111,180	115,264	123,264			
介護予防訪問介護（人／年）						
見込量	1,745	1,965	2,234	2,400	2,616	2,844
実績値	1,756	1,999	2,071			

※平成 23 年度実績値は推計値

2 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅に移動入浴車を派遣し浴槽等を運んで、居宅における入浴の援助を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業所は 3 事業所あります。

訪問入浴介護サービスの利用者の多くは要介護 4・5 の重度者となっています。

このため、今後、増加する要介護者等のなかでも、重度者における在宅ケアのニーズに対応するためには、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図る当該サービスの位置付けは重要であり、安定したサービスの供給が課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護（回／年）						
見込量	8,273	8,981	9,852	9,072	10,320	11,568
実績値	6,603	6,910	7,789			
介護予防訪問入浴介護（人／年）						
見込量	0	0	0	0	0	0
実績値	3	7	0			

※平成 23 年度実績値は推計値

3 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅に看護師等が訪問し、療養生活の支援を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に訪問看護事業所及び介護予防訪問看護事業所は 4 事業所あります。

訪問看護サービスの利用者の多くは、要介護 3 以上の中重度者となっています。

このため、今後、在宅療養を希望する要介護者等が増加するなかで、利用者の身体状況に応じた質の高い療養環境の構築やターミナルケアの充実などの在宅療養のニーズに対応するためには、医療と介護の機能分化、連携の強化を図り、必要な方に着実にサービスが提供される体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護（回／年）						
見込量	6,989	7,546	8,209	10,683	12,042	13,401
実績値	7,548	8,257	9,438			
介護予防訪問看護（人／年）						
見込量	36	42	49	114	119	125
実績値	81	141	112			

※平成23年度実績値は推計値

4 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に訪問リハビリテーション事業所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所は34事業所あります。

訪問リハビリテーションは、特に、退院（退所）直後もしくは生活機能低下時の集中的なサービス提供に効果が高いとされています。

このため、医療と介護の機能分化・連携を強化するとともに、利用者のニーズにあった訪問リハビリテーション提供体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション（回／年）						
見込量	3,369	3,671	4,030	7,385	8,145	8,906
実績値	2,438	4,530	6,442			
介護予防訪問リハビリテーション（人／年）						
見込量	30	35	40	127	134	141
実績値	73	103	123			

※平成23年度実績値は推計値

5 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅に、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、又は管理栄養士が訪問して療養上の管理及び指導を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に居宅療養管理指導事業所及び介護予防居宅療養管理指導事業所は 146 事業所あります。

居宅で療養している要介護者等は増加傾向にあり、利用者及びその家族の療養上の不安や悩み等を解決することや、服薬管理の指導など円滑に療養生活を送るための指導は、今後ますます重要となってきます。

このため、居宅療養管理指導においても、ケアマネジャーをはじめ、医師、薬剤師、看護職員等が協働して対応していく体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導（人／年）						
見込量	758	784	810	1,932	2,208	2,520
実績値	1,123	1,496	1,704			
介護予防居宅療養管理指導（人／年）						
見込量	21	22	23	120	128	156
実績値	38	94	108			

※平成 23 年度実績値は推計値

6 通所介護（デイサービス）／介護予防通所介護

通所介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービス事業所において、機能訓練、その他の日常生活上の世話、心身の機能の維持及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所は 31 事業所あります。

高齢者人口の増加による要介護者等の増加のなかで、通所介護は居宅サービスの根幹をなすサービスとなっています。

このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築すること及び療養を必要とする重度者へのニーズに対応することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護（回／年）						
見込量	75,578	83,677	93,339	96,459	104,227	111,994
実績値	73,638	78,462	86,463			
介護予防通所介護（人／年）						
見込量	1,126	1,337	1,603	1,821	1,937	2,054
実績値	1,578	1,803	1,758			

※平成 23 年度実績値は推計値

7 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設、病院、診療所等において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は 2 事業所あります。

通所リハビリテーションは利用希望の高いサービスであり、要介護者等の増加に伴い今後も需要が増大することが予測されます。

今後は、医療保険と介護保険のリハビリテーションの役割分担に則り、医療保険のリハビリテーションの受け皿としての機能を強化し、医療から介護へ円滑に移行できる体制を整備することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション（回／年）						
見込量	22,420	24,213	26,243	22,664	24,028	25,392
実績値	19,613	20,521	21,450			
介護予防通所リハビリテーション（人／年）						
見込量	295	346	410	318	337	355
実績値	448	416	289			

※平成23年度実績値は推計値

8 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所は7事業所あります。

短期入所生活介護は、利用者数及び利用日数が増加している傾向にあります。

このため、今後、重度となった要介護者等が在宅生活を継続できるよう、短期入所サービスを充実させるとともに質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護（日／年）						
見込量	21,564	23,632	26,148	28,488	31,470	34,656
実績値	22,947	25,352	26,613			
介護予防短期入所生活介護（日／年）						
見込量	140	180	231	129	138	147
実績値	121	95	104			

※平成23年度実績値は推計値

9 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、老人保健施設等に入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所は 2 事業所あります。

短期入所療養介護は、医療ニーズのある利用者及びその家族にとって在宅生活を継続するためには有用なサービスとなっています。

このため、今後、短期入所サービスを充実させ、リハビリテーション機能の強化を図るとともに緊急時の利用など柔軟な対応ができる体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護（日／年）						
見込量	3,204	3,536	3,957	2,402	2,645	2,887
実績値	2,625	2,499	2,266			
介護予防短期入所療養介護（日／年）						
見込量	0	0	0	24	24	24
実績値	30	9	22			

※平成 23 年度実績値は推計値

10 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に特定施設入居者生活介護事業所及び介護予防特定施設入居者生活介護事業所は 2 事業所あります。

特定施設入居者生活介護の利用者は増加傾向にあり、特定施設の利用者の多くは病院や老人保健施設からの入居者であるため一定の医療ニーズが存在します。

このため、医療ニーズを持つ中重度の要介護者等の利用増大に対応するために、医療と介護の連携体制等の構築が課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護（人／月）						
見込量	52	52	52	74	79	82
実績値	57	60	69			
介護予防特定施設入居者生活介護（人／月）						
見込量	6	6	6	10	10	11
実績値	8	7	9			

※平成 23 年度実績値は推計値

11 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を貸与することにより、日常生活上の便宜を図り、機能訓練を行うとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るサービスです。貸与の対象となる用具は車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトの 12 種目が対象となります。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に福祉用具貸与事業所及び介護予防福祉用具貸与事業所は 8 事業所あります。

福祉用具は、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあります。

このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与（人／年）						
見込量	7,430	8,013	8,792	11,503	12,711	13,918
実績値	8,933	9,805	10,702			
介護予防福祉用具貸与（人／年）						
見込量	319	368	429	1,144	1,244	1,368
実績値	714	945	1,077			

※平成23年度実績値は推計値

12 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を販売することにより、日常生活上の便宜を図り、機能訓練を行うとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るサービスです。販売対象になっているのは、貸与になじまない腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分の5種目があります。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点から、サービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所は9事業所あります。特定福祉用具販売の内訳は、次のとおりです。

特定福祉用具販売の内訳

(単位：件／年)

		実績	
		平成21年度	平成22年度
福祉用具販売		332	358
内訳	腰掛便座	123	138
	特殊尿器	2	4
	入浴補助用具	207	213
	簡易浴槽	0	0
	移動用リフトのつり具の部分	0	3

福祉用具は、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあります。

このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具販売（人／年）						
見込量	316	327	338	328	356	396
実績値	268	296	292			
特定介護予防福祉用具販売（人／年）						
見込量	39	40	41	76	80	84
実績値	50	47	69			

※平成23年度実績値は推計値

13 居宅介護住宅改修／介護予防住宅改修

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給は、要介護者（要支援者）が居住する住宅について、心身の状況に応じた生活環境を整えるため、必要と認められる改修を行うものです。手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどが対象となります。

【現状及び計画年度の見込み】

住宅改修の内訳は、次のとおりです。

住宅改修の内訳

（単位：件／年）

		実績	
		平成21年度	平成22年度
住宅改修		280	320
内訳	手すりの取付け	159	192
	段差の解消	88	80
	床又は通路面の材料の変更	10	13
	扉の取替え	13	21
	便器の取替え	10	14

介護保険制度の浸透、要介護者等の増加等により需要が増加することが予測されます。

利用者の疾患や心身の状況に応じた生活環境を整えるため、適切で効果的な住宅改修の促進を図る働きかけが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護住宅改修（人／年）						
見込量	215	223	230	208	248	276
実績値	147	182	162			
介護予防住宅改修（人／年）						
見込量	41	42	43	84	96	108
実績値	48	50	73			

※平成23年度実績値は推計値

<見込量確保のための方策>

要介護認定者数や介護保険給付状況など介護保険に関わる様々な情報を積極的に公開し、民間事業者による新規参入や事業展開の拡大を促進します。

また、県と連携し、既存事業者の質の向上に努めます。

第4節 地域密着型サービス

<施策の体系>

介護保険の給付対象となるサービスには、下記の8種類があります。

地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 複合型サービス

ここでは、地域密着型サービスの種類ごとに介護給付・予防給付別の現状及び見込量を示します。最後に確保のための方策を示します。

1 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間の定期的な巡回訪問又は通報により、居宅を訪問して、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行い、夜間においても安心して居宅で生活できるように援助を行うサービスです。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に夜間対応型訪問介護事業所はありません。

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、第5期計画におけるサービス利用は見込みません。

2 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービス事業所において、機能訓練、その他日常生活上の世話、心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点からサービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、認知症対応型通所介護事業所及び介護予防認知症対応型通所介護事業所は4事業所あります。

認知症の要介護者の増加等を踏まえ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護（回／年）						
見込量	9,211	10,003	10,933	5,071	5,545	6,020
実績値	7,288	7,599	6,421			
介護予防認知症対応型通所介護（回／年）						
見込量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	2	0			

※平成23年度実績値は推計値

3 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅または小規模多機能型居宅介護事業所において、通いを中心に訪問または泊まりを組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点からサービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所はありません。

小規模多機能型居宅介護は、サービスの連続性、総合性を備えており、住み慣れた地域での生活を継続するために必要なサービスと位置付け、第5期計画期間中においては、二つの日常生活圏域に1か所ずつ整備することを目標とします。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護（人／年）						
見込量	0	0	0	0	36	180
実績値	0	0	0			
介護予防小規模多機能型居宅介護（人／年）						
見込量	0	0	0	0	12	72
実績値	0	0	0			

※平成23年度実績値は推計値

4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活をするための住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

また、要支援者には、生活機能の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防する観点からサービス内容・提供方法等が異なる内容で提供されます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は 8 事業所あり、利用定員は 108 人となっています。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護（人／月）						
見込量	116	125	125	121	126	131
実績値	99	100	112			
介護予防認知症対応型共同生活介護（人／月）						
見込量	0	0	0	1	1	1
実績値	0	1	1			

※平成 23 年度実績値は推計値 ※長生郡内事業所への特例入所者分含む

5 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が 29 人以下で介護専用型の特定施設に入居している要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に地域密着型特定施設入居者生活介護事業所はありません。

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、第 5 期計画におけるサービス利用は見込みません。

6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居定員が 29 人以下の介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所は 1 事業所あり、利用定員は 20 人となっております。第 5 期計画期間中においては、既存施設の定員を 9 人増員するとともに、利用定員 29 人の新たな施設を 1 施設、さらに広域型施設等との併設となる新規整備 20 人の定員増を見込んでいます。今後も住み慣れた地域での生活を継続するために必要なサービスと位置付け、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人／月）						
見込量	20	20	20	30	63	78
実績値	16	20	20			

※平成 23 年度実績値は推計値

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者を始めとした要介護者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが連携しながら、定期巡回訪問または通報に応じた随時訪問による対応を行うサービスです。

【現状及び計画年度の見込み】

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、第 5 期計画におけるサービス利用は見込みません。

8 複合型サービス

複合型サービスは、医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行います。

【現状及び計画年度の見込み】

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、第5期計画におけるサービス利用は見込みません。

<見込量確保のための方策>

整備誘導にあたっては、必要に応じ、県の介護基盤緊急整備等特例交付金制度を活用します。

また、本市全体の介護サービスのバランスを考慮するとともに、地域ごとの特性に配慮し、日常生活圏域ごとに必要なサービスを組み合わせ複合的な整備を促進します。

第5節 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスが確保されるように、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

また、介護予防支援は、地域包括支援センターの保健師等により、要支援者に対して行われます。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に居宅介護支援事業所は42事業所、介護予防支援事業は茂原市地域包括支援センターで行っています。

居宅介護支援については、事業所の運営の改善を図るため、ケアマネジメントに対する適切な評価、ケアマネジメントの質の向上及び独立性・中立性の向上を推進するとともに、医療と介護の連携の推進・強化が課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援（人／年）						
見込量	17,158	18,427	19,992	20,044	21,140	22,236
実績値	17,412	18,157	18,871			
介護予防支援（人／年）						
見込量	3,025	3,500	4,090	4,968	5,196	5,436
実績値	3,784	4,175	4,258			

※平成23年度実績値は推計値

<見込量確保のための方策>

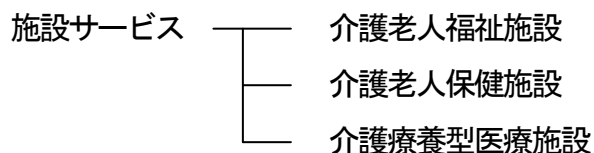
居宅サービスと同様に、介護保険に関わる様々な情報を積極的に公開し、民間事業者による新規参入や事業展開の拡大を促進していくとともに、県と連携して事業者の質の向上に努めます。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーの様々な相談に応じ、研修等を実施するなど、支援・指導を強化していきます。さらに長生郡市介護サービス事業者協議会において実施する研修等の支援を行います。

第6節 施設サービス

<施策の体系>

介護保険の給付対象となる施設サービスには、下記の3種類があります。



ここでは、施設サービスの種類ごとに現状及び見込量を示します。最後に確保のための方策を示します。

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、居宅での介護が困難な要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に5か所の介護老人福祉施設があり、入所定員は274人となっています。

(単位：人)

	事業所名	入所定員
1	特別養護老人ホーム長生共楽園	70
2	特別養護老人ホーム実恵園	50
3	特別養護老人ホーム光風荘	54
4	特別養護老人ホーム長生苑	50
5	特別養護老人ホーム真名実恵園	50

介護老人福祉施設は、入所希望の多いサービスですが、利用者の動向を十分注視したうえで整備を検討する必要があります。今後は、重度の要介護者を中心とした生活重視型の施設として、介護が困難な要介護者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症ケアや増大する医療ニーズへの対応など、利用者の重度化対応をすすめることが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設(人/月)						
見込量	288	305	305	312	315	318
実績値	270	290	307			

※平成23年度実績値は推計値

2 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を目指し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行う施設です。

【現状及び計画年度の見込み】

平成23年12月1日現在、市内に2か所の介護老人保健施設があり、入所定員は210人となっており、第5期計画期間中においては、10人の定員増を見込んでいます。

		(単位：人)
	事業所名	入所定員
1	医療法人京友会老人保健施設つくも苑	150
2	介護老人保健施設ケアセンターかずさ	60

介護老人保健施設は、利用者の動向を十分注視したうえで整備を検討する必要があります。今後は入所者の在宅復帰支援機能を強化する観点から、短期集中型リハビリテーションの充実や増大する医療ニーズへの対応など、利用者の重度化対応をすすめることが課題となります。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設(人/月)						
見込量	217	217	217	208	217	219
実績値	212	206	202			

※平成23年度実績値は推計値

3 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要としている要介護者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話、機能訓練及びその他必要な医療を行う施設です。

【現状及び計画年度の見込み】

平成 23 年 12 月 1 日現在、市内に介護療養型医療施設はありません。

平成 18 年 6 月 21 日の医療制度改革関連法成立に伴い、医療費適正化の取組みの一つとして療養病床が再編成されることになりました。

これは、医療の必要性が高い方に対しては引き続き医療療養病床で必要な医療サービスを、また、医療の必要性が低い方に対しては介護保健施設等において適切な介護サービスを提供することとしたものです。これに伴い、介護療養型医療施設（介護保険適用の療養病床）は、順次、介護老人保健施設等に転換のうえ、平成 23 年度末に廃止されることとされましたが、転換があまり進んでいないことを踏まえ、平成 23 年 6 月の介護保険法改正において廃止期限が平成 29 年度末まで延長されています。

現状及び見込量

	第4期計画			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設（人／月）						
見込量	39	39	39	26	26	26
実績値	27	25	18			

※平成 23 年度実績値は推計値

<見込量確保のための方策>

本計画に沿って、他の介護保険施設との調整を図るとともに、利用者のニーズに対応できるサービス提供事業者の確保に努めます。

第7節 介護保険高額介護サービス費資金貸付等

1 介護保険高額介護サービス費資金貸付

介護保険の給付対象となる利用者のうち、利用料負担が経済的に困難となる者に対して、資金の貸付を行います。

2 市町村特別給付

介護保険法では、これらの介護保険対象サービスのほか、条例で定めることにより市町村独自のサービスを行うことができるようになっています。

本市においては、市町村独自のサービスを実施することによる第1号被保険者への介護保険料の上昇を考慮し、市町村特別給付については今後の検討課題とします。

第8節 介護保険給付費等の見込み

1 介護保険給付費算出の流れ

介護保険の給付費の算出は、概ね下記のような流れによって行いました。

- (1) 被保険者数の推計
- (2) 要支援・要介護認定者数の推計
- (3) 実績及び認定者の推計により、各サービスの年間必要量の推計
- (4) 給付費の算出

2 介護保険給付費及び地域支援事業費の推計

介護保険事業の保険料は、3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬこととされており、平成24年度から平成26年度までの介護保険給付費及び地域支援事業費の合計額を基に算出します。

給付費・事業費の推計

(単位：千円)

	第5期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付費	5,261,541	5,723,680	6,139,611
事業費	157,666	171,502	183,946
合計	5,419,207	5,895,182	6,323,557

3 第1号被保険者の保険料

- (1) 第1号被保険者の負担割合 21.0 %
- (2) " 保険料基準額 51,000 円／年 (4,250 円／月)
- (3) 所得段階別第1号被保険者保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者・被保護者	基準額×0.50	25,500 円
第2段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	基準額×0.50	25,500 円
第3段階	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の者	基準額×0.70	35,700 円
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の者	基準額×0.75	38,200 円
第4段階	市町村民税世帯課税で本人は市町村民税非課税課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	基準額×0.90	45,900 円
	市町村民税世帯課税で本人は市町村民税非課税課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の者(基準額)	基準額×1.00	51,000 円
第5段階	市町村民税課税者で合計所得金額125万円未満の者	基準額×1.16	59,100 円
第6段階	市町村民税課税者で合計所得金額200万円未満の者	基準額×1.36	69,300 円
第7段階	市町村民税課税者で合計所得金額200万円以上の者	基準額×1.62	82,600 円

※介護報酬改定等に伴う保険料上昇分については、市の介護給付費準備基金等を活用して、保険料の上昇を抑制しました。